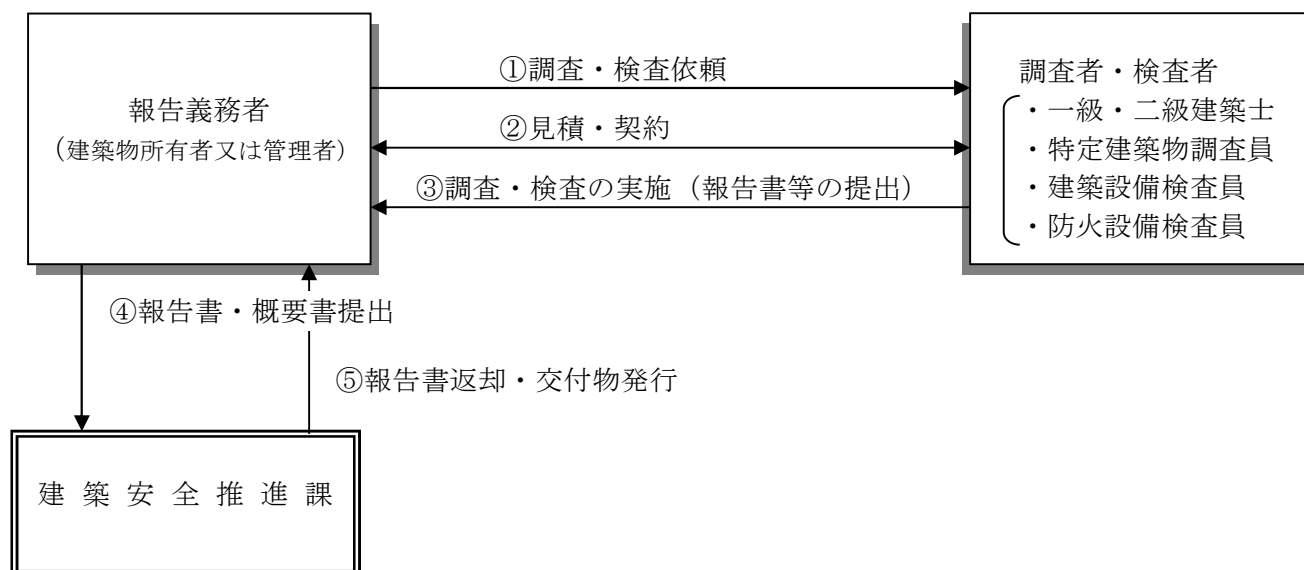




①調査・検査依頼

報告義務者（建築物の所有者と管理者が異なる場合は管理者）は、定期調査・検査を行う資格者に、調査・検査を依頼します。

②見積・契約

報告義務者は見積を取るなどして、定期調査・検査を行う資格者を選定し、定期調査・検査の契約をします。

③調査・検査の実施

定期調査・検査を行う資格者は、報告義務者と打合せの上、建築物を調査し、又は建築設備、防火設備の検査を実施します。

（調査・検査のため建物の利用等が制限される場合がありますので、日程等をよく打ち合わせてください。）

調査・検査が完了したら、報告書を作成し、報告義務者に提出し、調査・検査の結果を説明します。

④報告書・概要書提出

報告義務者は、報告書・概要書を窓口もしくは電子申請により特定行政庁に提出します。

定期調査： 定期調査報告書 2部

定期調査報告概要書 1部

定期検査： 定期検査報告書（建築設備（昇降機を除く）） 2部

（建築設備）定期検査報告概要書（建築設備（昇降機を除く）） 1部

定期検査： 定期検査報告書（防火設備） 2部

（防火設備）定期検査報告概要書（防火設備） 1部

電子申請により特定行政庁に提出する場合、上記必要書類を電子データにしたものを提出します。

⑤報告書返却・交付物発行

窓口への提出の場合、定期調査報告書、定期検査報告書（建築設備（昇降機を除く））、定期検査報告書（防火設備）のいずれも1部は報告済印を押して返却します。併せて、報告済シールを発行します。

電子申請による提出の場合、各種報告書第一面に電子的に報告済印を印字したデータを交付します。併せて、報告済シール（希望者のみ）を発行します。

[対象建築物・建築設備（昇降機を除く）・防火設備及び報告時期]

下記の規模欄については、いずれかの規模要件のうち一つでも該当すれば対象となります。

「当該用途が避難階のみにあるもの」又は「対象用途の床面積の合計が200㎡以下かつ階数2以下」の建築物は対象外となります。

	用途	規模	建築物		建築設備		防火設備※1	
			報告年	報告期間	報告年	報告時期	報告年	報告時期
1	劇場、映画館、演芸場、観覧場（屋外観覧場は除く。）、公会堂、集会場	①3階以上の階にある当該用途の床面積の合計が100㎡を超える場合 ②客席部分の床面積の合計が200㎡以上の場合 ③主階が1階にない場合※2 ④地階にある当該用途の床面積の合計が100㎡を超える場合	令和5年 令和8年 令和11年 以降3年毎	6月～12月末	毎年	6月～12月末	毎年	6月～12月末
2	病院、診療所（患者の収容施設があるものに限る。）、就寝用途の児童福祉施設等※3	①3階以上の階にある当該用途の床面積の合計が100㎡を超える場合 ②2階にある当該用途の床面積の合計が300㎡以上の場合 ③地階にある当該用途の床面積の合計が100㎡を超える場合	令和7年 令和10年 令和13年 以降3年毎	4月～10月末	毎年	4月～10月末	毎年	4月～10月末
3	ホテル、旅館	①3階以上の階にある当該用途の床面積の合計が100㎡を超える場合 ②2階にある当該用途の床面積の合計が300㎡以上の場合 ③地階にある当該用途の床面積の合計が100㎡を超える場合	令和7年 令和10年 令和13年 以降3年毎	6月～12月末	毎年	6月～12月末	毎年	6月～12月末
4	共同住宅（サービス付き高齢者向け住宅に限る。）、寄宿舍（サービス付き高齢者向け住宅、認知症高齢者グループホーム、障害者グループホームに限る。）	①3階以上の階にある当該用途の床面積の合計が100㎡を超える場合 ②2階にある当該用途の床面積の合計が300㎡以上の場合 ③地階にある当該用途の床面積の合計が100㎡を超える場合	令和7年 令和10年 令和13年 以降3年毎	4月～10月末	毎年	4月～10月末	毎年	4月～10月末
5※4	体育館、博物館、美術館、図書館、ボーリング場、スキー場、スケート場、水泳場、スポーツ練習場	①3階以上の階にある当該用途の床面積の合計が100㎡を超える場合 ②当該用途の床面積の合計が2,000㎡以上の場合	令和6年 令和9年 令和12年 以降3年毎	6月～12月末	毎年	6月～12月末	毎年	6月～12月末
6	百貨店、マーケット、展示場、キャバレー、カフェー、ナイトクラブ、バー、ダンスホール、遊技場、公衆浴場、待合、料理店、飲食店、物品販売業を営む店舗	①3階以上の階にある当該用途の床面積の合計が100㎡を超える場合 ②2階にある当該用途の床面積の合計が500㎡以上の場合 ③当該用途の床面積の合計が3,000㎡以上の場合 ④地階にある当該用途の床面積の合計が100㎡を超える場合	（中区・中村区） 令和6年 令和9年 令和12年 以降3年毎	4月～10月末	毎年	4月～10月末	毎年	4月～10月末
			（上記以外） 令和5年 令和8年 令和11年 以降3年毎	4月～10月末				
7	事務所その他これに類する用途	階数5以上の建築物で、3階以上の階又は地階に当該用途があり、かつ当該用途の床面積の合計が3,000㎡を超える場合	（中区・中村区） 令和6年 令和9年 令和12年 以降3年毎	6月～12月末	毎年	6月～12月末	毎年	6月～12月末
			（上記以外） 令和5年 令和8年 令和11年 以降3年毎	6月～12月末				

※1 常時閉鎖式の防火設備については、調査報告で報告する。（令和7年7月1日以降は特定行政庁が定める調査項目となる。）

※2 劇場、映画館又は演芸場に限る。

※3 就寝用途の児童福祉施設等報告対象用途

助産施設、乳児院、障害児入所施設、助産所、盲導犬訓練施設、救護施設、更生施設、老人デイサービスセンター（宿泊サービスあり）、老人短期入所施設、小規模多機能型居宅介護の事業所、看護小規模多機能型居宅介護の事業所、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム、母子保健施設、障害者支援施設、福祉ホーム、障害福祉サービス事業（自立訓練又は就労移行支援を行う事業に限る）の用に供する施設（利用者の就寝の用に供するものに限る）

○報告対象外の用途

母子生活支援施設、保育所、児童厚生施設、児童養護施設、児童発達支援センター、児童心理治療施設、児童自立支援施設、児童家庭支援センター、幼保連携型認定こども園、身体障害者福祉センター、授産施設、宿所提供施設、婦人保護施設、老人福祉センター、老人介護支援センター、地域活動支援センター、障害福祉サービス事業の事業所

※4 学校に付属するものを除く。

[定期検査報告対象建築設備]

区分			定期調査	定期検査
建築設備	換気設備	自然換気設備	○	—
		給気機・排気機によるもの（第一種換気）	※1	○※2 (無窓居室・火気使用室・劇場等の居室)
		給気機・排気口によるもの（第二種換気）	○	—
		給気口・排気機によるもの（第三種換気）	○	—
		空気調和設備（中央管理方式）	※1	○※2 (無窓居室・火気使用室・劇場等の居室)
	排煙設備	自然排煙設備	○	—
		機械排煙設備	※1	○※2
	非常用の照明装置	電源内蔵のもの	○	—
		電源別置のもの	※1	○※2
昇降機等	エレベーター	一般交通の用に供するもの及び労働安全衛生法の性能検査を受けなければならないものを除く※3	—	○
	エスカレーター	一般交通の用に供するもの等を除く※3	—	○
	小荷物専用昇降機（フロアタイプのものに限る。）	全ての出し入れ口の下端が室の床面より50cm以上高いものを除く※3	—	○
	遊戯施設	ウォーターシュート、コースター等の高架の遊戯施設	—	○
		メリーゴーラウンド、観覧車、オクトパス、飛行塔等の回転運動をする遊戯施設で原動機を使用するもの	—	○

※1 換気設備、排煙設備、非常用の照明装置の法令に基づく設置の状況等については定期調査で調査する。

※2 定期調査対象建築物に付属するものに限る。

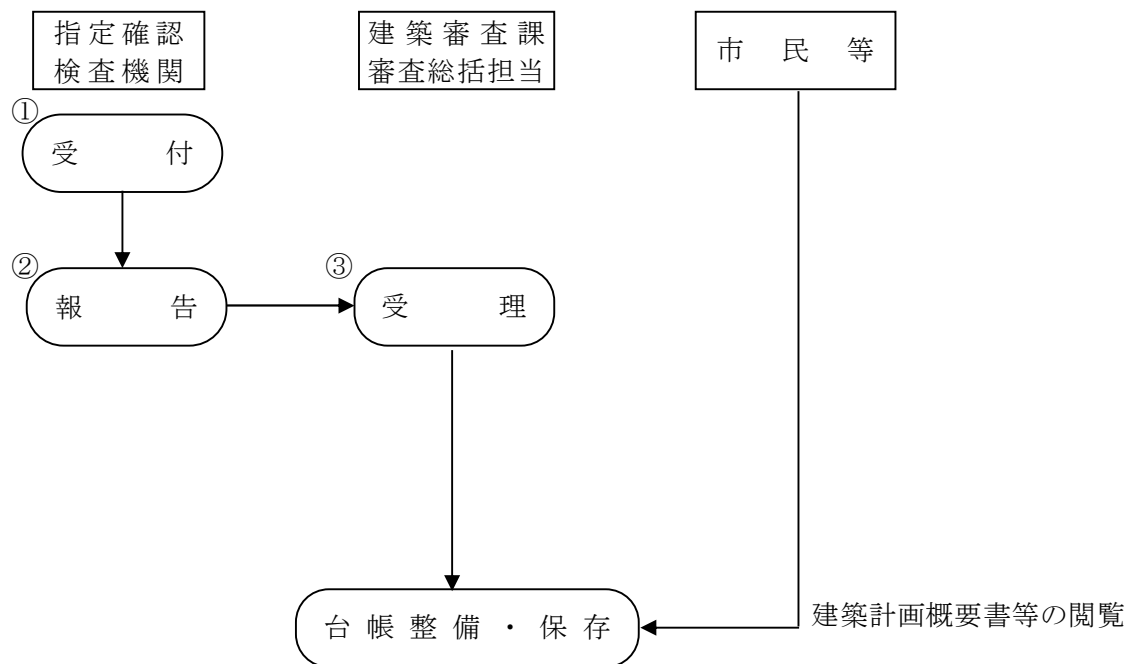
※3 エレベーター・エスカレーター及び小荷物専用昇降機は住戸のみを昇降するものを除く。

[定期検査対象防火設備]

防火設備 （ 外壁開口部の防火設備、常時閉鎖式の防火設備※1、防火ダンパーを除く）	①定期報告対象となる建築物に設けられる防火設備
	②以下に掲げる用途に供する部分の床面積の合計が200㎡超の建築物※2に設けられる防火設備 ・病院、診療所（患者の収容施設のあるものに限る。） ・共同住宅（サービス付き高齢者向け住宅に限る。） ・寄宿舍（サービス付き高齢者向け住宅、認知症高齢者グループホーム、障害者グループホームに限る。） ・就寝用途の児童福祉施設等

※1 常時閉鎖式の防火設備については、調査報告で報告する。（令和7年7月1日以降は特定行政庁が定める調査項目となる。）

※2 法12条1項に該当しない建築物。



〔説明〕

- ①②指定確認検査機関が、名古屋市内の確認申請を受け付けたときは、確認審査報告書等と合わせてOCR票を住宅都市局建築審査課審査総括担当に報告する。
- ③ 住宅都市局建築審査課審査総括担当は確認審査報告書等及びOCR票を受理し、建築物等に係る台帳として整備・保存することで建築計画概要書等を市民等の閲覧に供する。

(1) 台帳を整備・保存する根拠規定

- ・法第12条第8項
- ・規則第6条の3

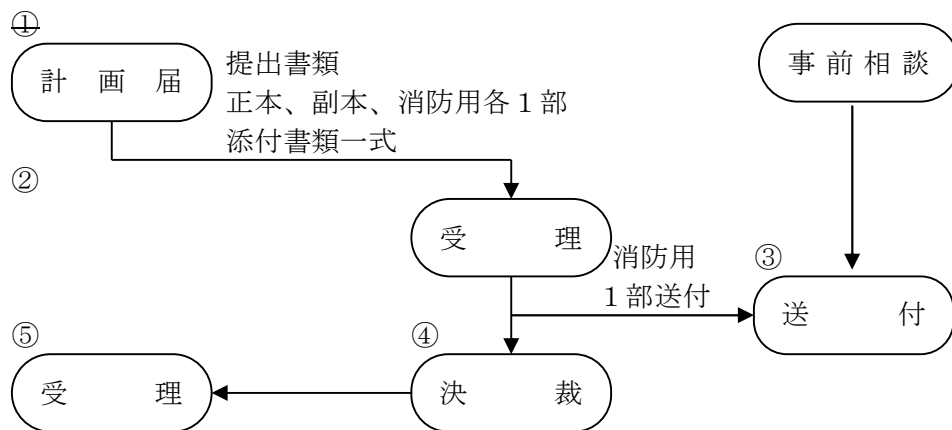
(2) 建築計画概要書等の閲覧について

建築計画概要書等の閲覧については、＜第1編Ⅳ—9 p.37＞を参照すること。

申請者

建築審査課

各区の消防署



〔説 明〕

①計画届

令第147条の2に掲げる特殊建築物、地下街（下表参照）について

1）新築工事

2）避難施設等に関する工事（法第7条の6、令第13条、令第13条の2）

の施工中において、当該建築物を使用しようとするときは、建築主は事前に届け出なければならない。

I. 提出書類（正、副、消防の3部）

＜表 紙＞

1）安全上の措置等に関する計画届（規則第69号様式）

＜添付図書等＞

1）付近見取図

2）配置図

3）工事着手前の各階平面図・設備図（排煙・非常用照明・自火報・スプリンクラー等）

4）工事計画書

5）安全計画書・・・当該工事において安全上、防火上、避難上講ずる措置の概要

6）全体工程表

※ただし、仮使用認定を受ける場合は、添付図書の提出は不要（規則第11条の2第2項）

③送 付

届出書3部のうち1部を消防局予防部規制課を経由して各消防署へ送付する。

＜表＞令第147条の2に掲げる特殊建築物

	用 途	規 模	備 考
①	物品販売業を営む店舗 （百貨店、マーケット、その他） 展示場	1,500 m ² を超えるもの （地上3階以上の合計又は地階 の合計）	「規模」欄の床面積の合計 の値は、「用途」欄に掲げる 用途に供する部分のみの合 計である。ただし、物品販 売業を営む店舗の場合には 10 m ² 以内の店舗は床面積 に算入されない。
②	病院、ベッドのある診療所 児童福祉施設等 （定義：令第19条）	1,500 m ² を超えるもの （地上5階以上の合計）	
③	劇場、映画館、演芸場、観覧場、 公会堂、集会場、ホテル、旅館、 キャバレー、カフェー、ナイト クラブ、バー、ダンスホール、 遊技場、公衆浴場、待合、料理 店、飲食店、①、②に掲げる建 築物	2,000 m ² を超えるもの （地上5階以上の合計又は地階 の合計）	
④	地下工作物内の建築物	居室の床面積が1,500 m ² を超え るもの	

＜参考＞

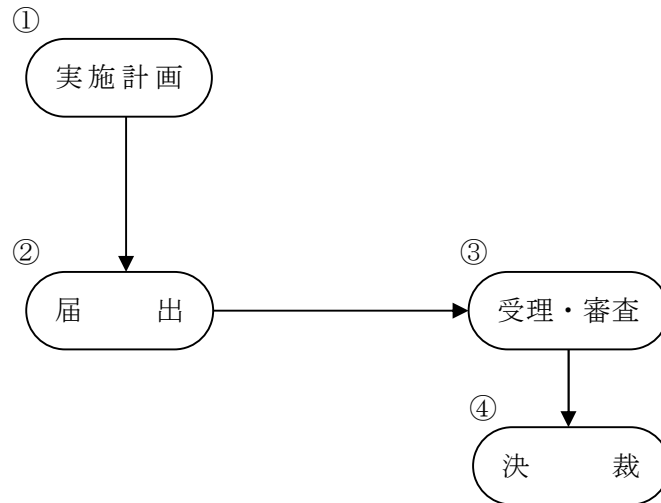
住指発第778号 S52.10.31（住指発第800号 S52.11.24）

住指発第805号 S53.11.7

国住指第558号 国住街第40号 H27.5.27

申請者

開発指導課



〔説 明〕

②届出

以下の条項の内容に該当する場合のみ対象とする。

1) 宅地造成及び特定盛土等規制法第 21 条第 1 項（様式第十五）

宅地造成等工事規制区域の指定の際、当該宅地造成等工事規制区域内において行われている宅地造成等に関する工事の工事主は、その指定があった日から 21 日以内に、主務省令で定めるところにより、当該工事について都道府県知事に届け出なければならない。

I. 届出書類（表紙と添付図書等を A4 サイズに綴込）

＜表 紙＞

宅地造成又は特定盛土等に関する工事の届出書（宅地造成及び特定盛土等規制法施行規則様式第十五）

＜添付図書等＞

図面の種類	明示すべき事項	備考
位置図	縮尺、方位、道路及び目標となる地物	
地形図	縮尺、方位及び土地の境界線	等高線は、二メートルの標高差を示すものとする。
土地の平面図	縮尺、方位及び土地の境界線並びに盛土又は切土をする土地の部分、崖、擁壁、崖面崩壊防止施設、排水施設及び地滑り抑止ぐい又はグラウンドアンカーその他の土留の位置	植栽、芝張り等の措置を行う必要がない場合は、その旨を付すること。

II. 届出書類（表紙と添付図書等を A4 サイズに綴込）

＜表 紙＞

土石の堆積に関する工事の届出書（宅地造成及び特定盛土等規制法施行規則様式第十六）

＜添付図書等＞

図面の種類	明示すべき事項	備考
位置図	縮尺、方位、道路及び目標となる地物	
地形図	縮尺、方位及び土地の境界線	等高線は、二メートルの標高差を示すものとする。
土地の平面図	縮尺、方位及び土地の境界線並びに勾配が十分の一を超える土地における堆積した土石の崩壊を防止するための措置を講ずる位置及び当該措置の内容、空地の位置、柵その他これに類するものを設置する位置、雨水その他の地表水を有効に排除する措置を講ずる位置及び当該措置の内容並びに堆積した土石の崩壊に伴う土砂の流出を防止する措置を講ずる位置及び当該措置の内容	

2) 宅地造成及び特定盛土等規制法第 21 条第 3 項

宅地造成等工事規制区域内の土地（公共施設用地を除く。）において、擁壁等に関する工事その他の工事で政令で定めるものを行おうとする者（法第 12 条第 1 項若しくは第 16 条第 1 項の許可を受け、又は同条第 2 項の規定による届出をしたものを除く。）は、その工事に着手する日の 14 日前までに、主務省令で定めるところにより、その旨を届け出なければならない。

I. 届出書類（表紙と添付図書等を A4 サイズに綴込）

＜表 紙＞

擁壁等に関する工事の届出書（宅地造成及び特定盛土等規制法施行規則様式第十七）

＜添付図書等＞

- 1) 施行位置図（案内図）
- 2) 地形図（現況図）
- 3) 計画平面図

3) 宅地造成及び特定盛土等規制法第 21 条第 4 項

宅地造成等工事規制区域内において、公共施設用地を宅地又は農地に転用した者（法第 12 条第 1 項若しくは第 16 条第 1 項の許可を受け、又は同条第 2 項の規定による届出をしたものを除く。）は、その転用した日から 14 日以内に、主務省令で定めるところにより、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

I. 届出書類（表紙と添付図書等を A4 サイズに綴込）

＜表 紙＞

公共施設用地の転用の届出書（宅地造成及び特定盛土等規制法施行規則様式第十八）

＜添付図書等＞

- 1) 施行位置図（案内図）
- 2) 地形図（現況図）
- 3) 計画平面図
- 4) 求積図

第2編

Ⅱ 建築基準法等に基づく届出等

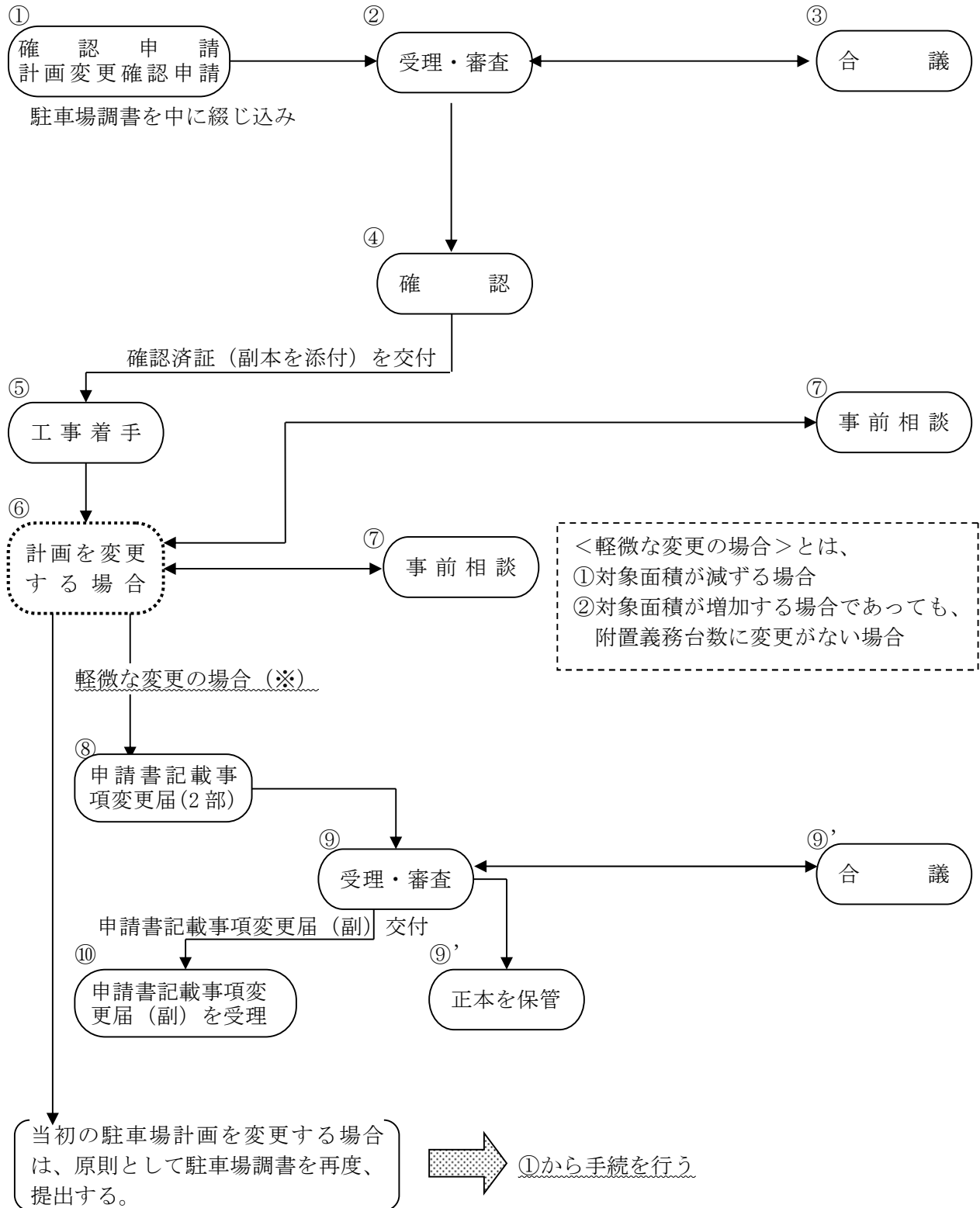
(2) 関係法令等に基づく届出等

2 〔細則第3条〕 附置義務駐車場・大規模な自動車車庫

申請者

建築審査課

都市計画部
交通企画課



〔説 明〕

①・ 確認申請・計画変更確認申請

駐車場調書に関する合議は受理後に行う。また、確認申請書・計画変更確認申請書には駐車場調書に添付した図面等を添付すること。

I. 提出書類

＜表 紙＞ 駐車場調書（細則第 7 号様式）を確認申請書の中に綴じ込みとする。

＜添付図書等＞ （確認申請書の図面と兼ねる図面には、下記の内容を明記すること。）

- 1) 附置義務駐車場台数算定書
- 2) 承認通知書の写し・・・名古屋市駐車場条例第 3 条の 6 第 4 項又は第 5 条または第 5 条の 3 による承認を受けた場合
- 3) 付近見取図・・・・・・公園、小学校、幼稚園、老人ホーム、保育園等の出入口、バス停、横断歩道等の位置など
- 4) 配置図・・・・・・前面道路幅員、自動車の出入口の位置、敷地内駐車場の位置など
- 5) 建築物の各階平面図・・・用途、車路の構造、出入口等を明記すること
- 6) 駐車施設平面図・・・・駐車の用に供する部分（車室）の位置、寸法、自動車車路の構造など
- 7) 断面図・・・・・・車路・車室のはり下高さ、自動車車路の勾配など
- 8) 特殊装置関係図書・・・・駐車場法施行令第 15 条の規定による認定書の写し、公益社団法人立体駐車場工業会による認定書の写し、仕様書及び図面
- 9) その他指示する図書

②受理・審査・決裁

大規模な自動車車庫の場合は、愛知県建築基準条例第 26 条に規定される構造等に適合しなければならない。

③合 議

附置義務駐車場及び駐車の用に供する部分の面積が 500 ㎡以上の一般公共の用に供する駐車施設の駐車場の構造等に関する審査は、都市計画部交通企画課が行う。

※愛知県建築基準条例第 26 条の規定に関する審査は、建築審査課が行う。

⑦⑧計画を変更する場合

申請者は、当初の計画を変更する場合は、変更内容について事前に相談しなければならない。

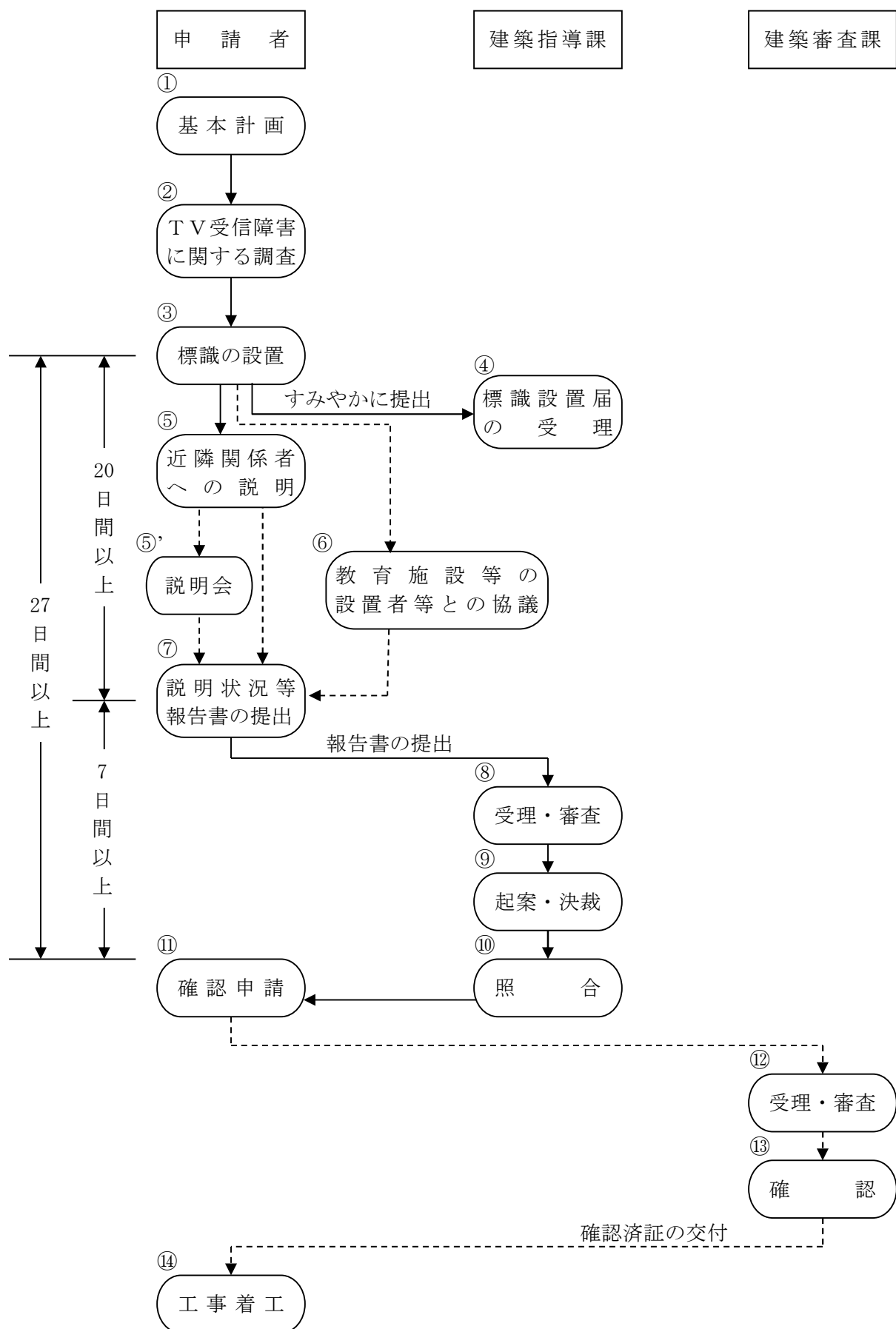
⑨申請書記載事項変更届

申請書記載事項変更届（細則第 27 号様式）には、次の図面等を添付する。

- 1) 当初の駐車場調書（表面・裏面）・算定書の写しに、見え消しの朱書きで変更する部分を明記する。
- 2) 変更する部分に関する図面等
- 3) その他指示する図面

※当初の駐車場調書に記載された部分を変更する場合は、都市計画部交通企画課に合議する。

申請書記載事項変更届（副本）の申請者に対する交付は、建築審査課において行う。



〔説 明〕

②TV受信障害に関する調査

説明状況等報告書の提出前に、専門的知識を有する者が以下の調査検討を行い、これに基づいて近隣関係者に説明する。

- ・高さ 20 mを超える建築物
テレビ受信障害の事前の受信状況調査を行う。
- ・高さ 10 mを超え 20 m以下の建築物
テレビ受信障害発生予測範囲の机上検討を行う。

④標識設置届の提出

標識（条例施行細則第 1 号様式）を設置した場合、すみやかに標識設置届（条例施行細則第 2 号様式）を提出する。

＜表 紙＞

- 1) 標識設置届（条例施行細則第 2 号様式）

＜添付図書等＞

- 1) 図 面・・・付近見取図（1/5,000 用途地域図）、配置図、実日影図（条例規則第 2 条第 1 号に定める実日影図）
※条例別表の 4 項右欄第 1 号に該当する建築物は実日影図不要
- 2) 設置した標識の写真（近景、遠景）

⑤近隣関係者への説明

近隣関係者への説明は、標識設置後直ちに実施する。

⑤' 説明会

近隣関係者等から説明会の開催を求められたときは、説明会をすみやかに開催するよう努める。

⑥教育施設等に日影を生じさせる場合は設置者等と協議

⑦説明状況等報告書の提出

標識設置後 20 日を経過した後に、説明状況等報告書（条例施行細則第 3 号様式）を提出する。

＜表 紙＞

- 1) 説明状況等報告書（条例施行細則第 3 号様式）

＜添付図書等＞

- 1) テレビ電波受信障害の発生が予測される範囲を示した②による書類
- 2) 図 面・・・各階平面図、立面図（2 面以上）、断面図（2 面以上）
※条例別表の 4 項右欄第 1 号に該当する建築物は不要
- 3) 日影図・・・条例別表の 3 項右欄第 1 号、4 項右欄第 1 号に該当する建築物は不要
- 4) その他市長が必要と認める書類

⑩照 合

説明状況等報告書提出後 7 日を経過した後に照合できる。

--- 書類の経過＜例＞ ---

4 月 1 日	標識の設置
	すみやかに標識設置届を提出
4 月 21 日	説明状況等報告書の提出
4 月 28 日	確認申請照合

近隣関係者・周辺関係者の範囲について（中高層紛争予防条例第2条第2項）

（4）近隣関係者 次のいずれかに該当する者をいう。

ア 建築物の所有者及び居住者で、その敷地（中高層建築物からその敷地の境界線までの水平距離のうち最小のものが、当該中高層建築物の高さの3倍に相当する距離以上であるものを除く。）の当該中高層建築物の敷地境界線からの水平距離が10メートル以下であるもの

イ 中高層建築物の建築により、冬至日の真太陽時による午前8時から午後4時までの間に、当該中高層建築物の平均地盤面に2時間以上日影となる部分を生じる範囲にある建築物の居住者

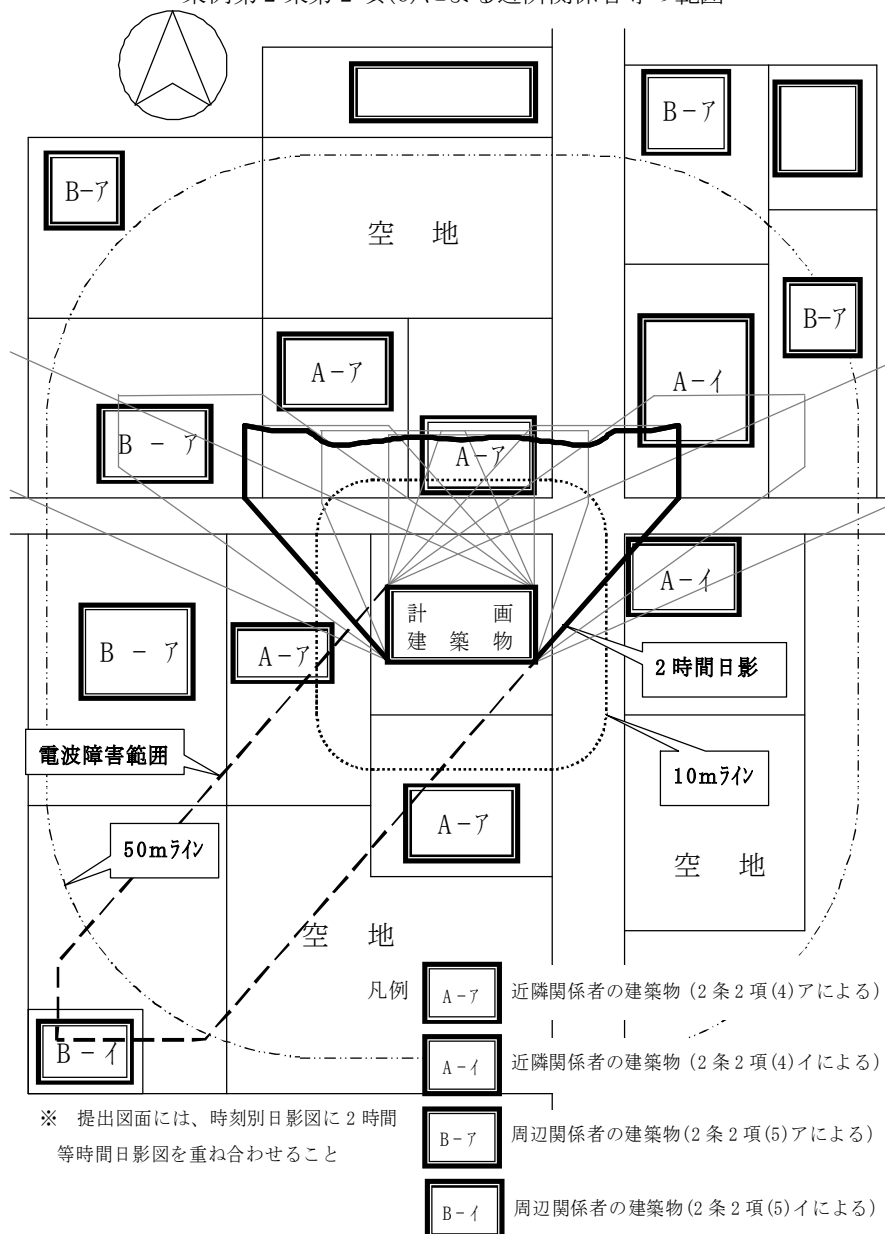
（5）周辺関係者 次のいずれかに該当する者をいう。

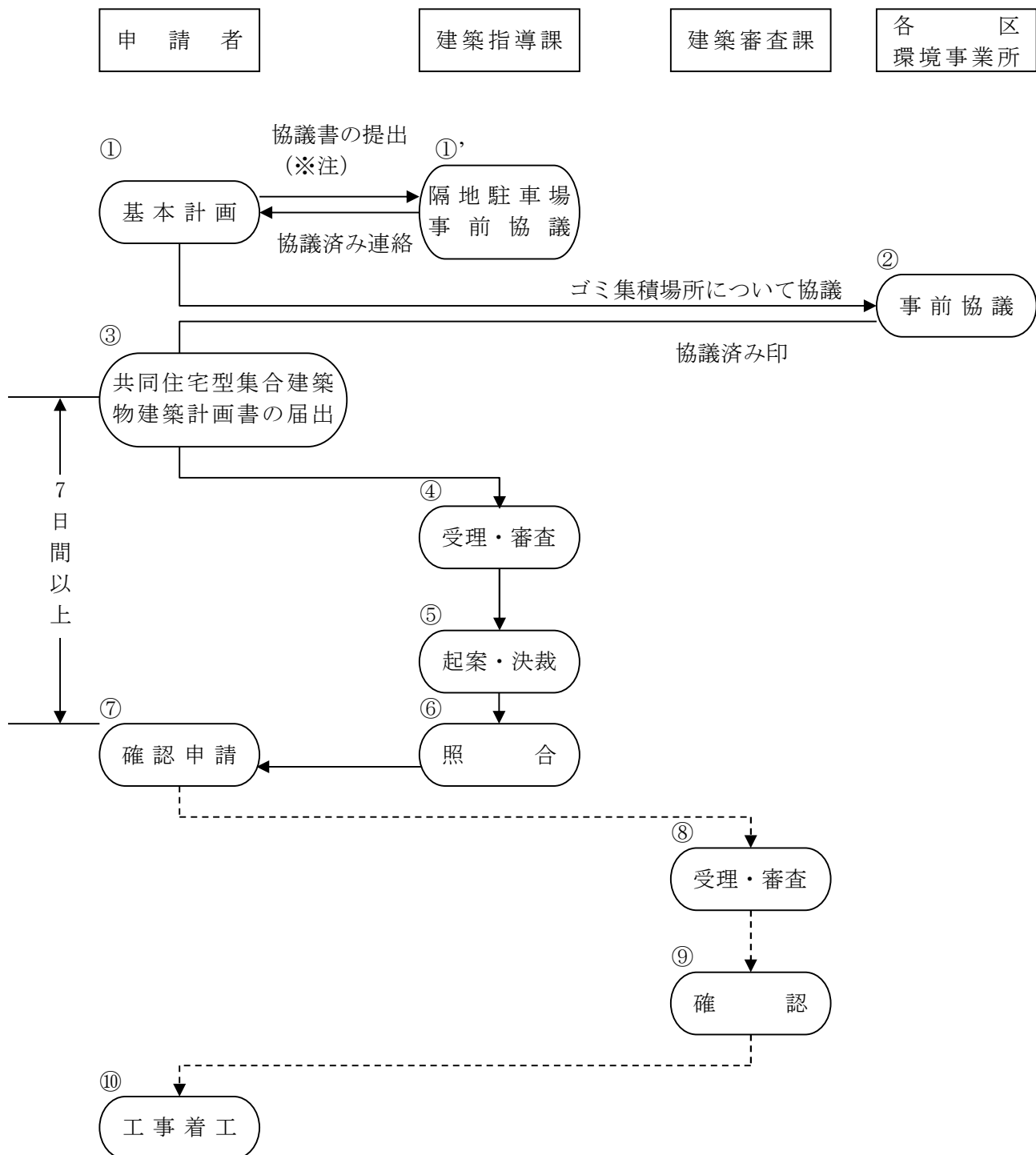
ア 建築物の所有者及び居住者で、その敷地の中高層建築物の敷地境界線からの水平距離が50メートル以下であるもの

イ 中高層建築物の建築により、テレビジョン放送の電波の著しい受信障害（以下「テレビ電波受信障害」という。）が生じるおそれがある建築物の所有者及び居住者

（6）近隣関係者等 近隣関係者及び周辺関係者をいう。

条例第2条第2項(6)による近隣関係者等の範囲





〔説 明〕

①' 隔地駐車場の事前協議

自動車駐車場の設置のただし書の規定による措置を取ろうとする者は、共同住宅型集合建築物建築計画書の届出の前に、隔地駐車場事前協議書（別紙）を提出し、建築指導課建築相談担当と協議しなければならない。

（※注）基本計画が中高層建築物に該当するときは、原則として標識設置をする前に、隔地駐車場事前協議書（別紙）を提出し、建築指導課建築相談担当と協議しなければならない。

③共同住宅型集合建築物建築計画書の届出

次の建築物の確認申請書を申請しようとする場合は、申請の7日以上前に共同住宅型集合建築物建築計画書（条例施行細則第6号様式）を届け出なければならない。

〔適用対象建築物〕

以下の要件に該当するもの。

（1）共同住宅型集合建築物であること

1 区画毎に台所、便所、風呂等を設けた形式であれば、寮等も含む。

（2）階数が2以上であること

（3）住戸数が10戸以上であること

ワンルーム形式（1住戸30㎡未満）のものであっても、各1戸と数える。

<表 紙>

1）共同住宅型集合建築物建築計画書（条例施行細則第6号様式）表面・裏面

<添付図書等>

1）図 面・・・付近見取図（1/5,000 用途地域図）、配置図、各階平面図、立面図（2面以上）、断面図（2面以上）

2）その他市長が必要と認める書類

⑥照 合

共同住宅型集合建築物建築計画書（条例施行細則第6号様式）を提出後7日を経過した後に照合できる。

〔駐車場・駐輪場の必要設置台数の算定方法〕 ※小数点以下は切り上げ

（1）駐車場の必要設置台数

①用途地域が2つ以上の地域にまたがる場合は、最大を占める用途地域の割合とする

②ワンルーム形式の住戸は2戸で1戸と数える（駅近（鉄道の駅から300m以内）は3戸で1戸）

③駅近のカーシェアリング駐車場は1台で駐車場2台に置き換えられる（上限1台分）

（2）駐輪場の必要設置台数

①ワンルーム形式の住戸も1戸と数える

②必要設置台数分は、屋根を設けること

◇算定例（第1種低層住居専用地域で、世帯向3戸、ワンルーム形式15戸の場合）

駐車場：3+15/2=10.5戸 → 10.5×0.7=7.35→8台

駐輪場：3+15=18戸 → 18×0.5=9 →9台

◇1台分のスペースの目安

駐車場：2.3m×5.0m

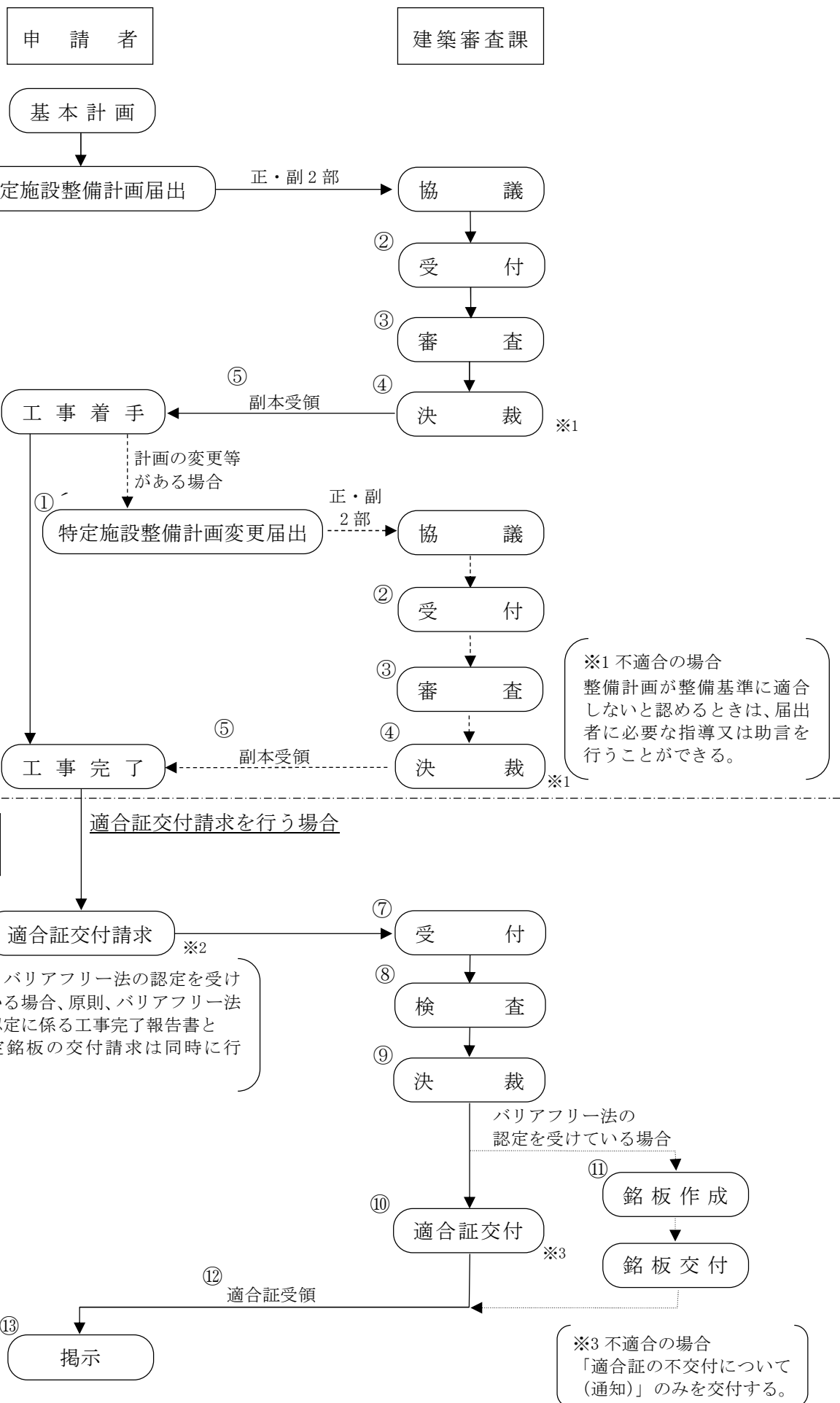
駐輪場：0.5m×2.0m

隔地駐車場事前協議書

年 月 日

建築場所			整理番号	—
			協議回数	回目
建築主			用途地域	
設計事務所名			指定建蔽率	%
連絡先電話番号	()	—	指定容積率	%
担当者名			住戸数	戸
必要台数計算式			30㎡未満	戸
			30㎡以上	戸
必要台数	台	敷地内に設置する台数	敷地内に不足する台数	
		台	台	
適用条項 (規則第10条 1 項(1))				
ただし書 ア	法令の規定 ()			
ただし書 イ 要綱 3 (2)	ア ・ イ ・ ウ ・ エ ・ オ ・ カ ・ キ ・ ク			
ただし書 ウ 要綱 3 (3)	ア ・ イ ・ ウ (ア) ・ ウ (イ) ・ エ			
備 考				
結果				

- 注意 1 太枠内のみ記入してください。
- 2 適用条項の該当する項目を○で囲んでください。
- 3 初めて隔地駐車場の契約をする方は、契約をする前に契約書案を建築指導課へお見せください。
- 備考 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とする。



〔説 明〕

① ① 特定施設整備計画（変更）届出

＜表 紙＞

特定施設整備計画（変更）届出書（人街条例施行規則 様式第 1（様式第 3））（正・副 2 部）
（以下、「届出書」という。）

＜添付図書等＞

- 1) 適合状況項目表（人街条例施行規則 様式第 2（その 1～5））
- 2) 付近見取図
- 3) 配置図
- 4) 各階平面図
- 5) その他整備基準にかかる整備計画を明示した図書（EV 詳細図等）

※適合状況項目表（様式第 2）については、施行規則第 7 条（整備計画の届出）に応じた、特定施設の区分の図書を添えること

② 受付

届出書の表紙に各々受領印を押印し、データをシステムに入力する。

③ 審査

整備基準に適合しているか審査し、「適合」・「適合（レイアウト未定）」・「適合（今回申請分）」・「不適合」・「整備基準適用なし」の判定を行う。

人街条例は、利用居室の主要な通路についても措置が講じられているかを審査する必要がある、利用居室のレイアウトが未定であって、その他の部分は適合するときは、「適合（レイアウト未定）」（システム上は「適合」）と判定する。子育て支援センターや一時保育を行う施設など不特定かつ多数の者が利用する部分のない保育所には「整備基準適用なし」と判定する。

敷地内に既存の建築物がある場合は、増築等する対象のみを整備基準に適合しているか審査し、当該申請分について判定することもできる。

当該申請分について「適合（今回申請分）」と判定されたものは、原則、適合証交付の請求ができない。

届出者、設計者、建築審査課の相互で協力し、適合させること。なお、やむを得ず不適合となる場合は、届出者に通知し不適合箇所をできる限りなくすよう努める。

④ 決裁

決裁が下りたら、届出書の表紙に各々適合状況の押印をする。

⑤ 副本受領

副本を返却する際はチラシを添付する。受領者は正本に日付・氏名・電話番号を記入し、担当者は受取記録簿に日付を記入する。

⑥ 適合証交付請求

届出の敷地内の全ての特定施設について、整備基準を満たした場合は、適合証（人街条例第 18 条に基づく適合証）の交付を請求することができる。

届出の敷地内の既存建築物に対して、適合証が交付されている場合は、交付済みの適合証を返却された場合に限り適合証交付の請求をすることができる。

＜表 紙＞

適合証交付請求書（人街条例施行規則 様式第 5）（1 部）

＜添付図書等＞

適合状況項目表（人街条例施行規則 様式第 2）届出した適合状況項目表

※バリアフリー法の認定を受けており、認定銘板の交付を受けようとする場合は、原則、工事完了報告書、認定銘板交付請求書も同時に提出する。

（工事完了報告書については、第 2 編 I - (4) -10 p. 123 を参照）

<表 紙>

認定銘板交付請求書（バリアフリー法事務処理要領 様式第 13）（1 部）

⑦受付

検査の日時を約束する。事前予約可。

適合証交付請求書の表紙に受領印を押印し、当該物件の届出書の正本の表紙に添付し、データをシステムに入力する。

⑧検査

整備基準に適合しているか検査を行う。不適合な箇所がある場合は是正を指示する。是正されない場合は適合証不交付を通知し、完結処理する。

現場で適合証の素材がシール又はプレートのいずれを希望か確認すること。

※バリアフリー法の認定を受けている場合は、バリアフリー法の認定に係る検査も併せて行う。（認定事由が容積率の緩和であって既に受検している場合は、受検部分を除く。）

バリアフリー法の認定を受けているが、増築等で適合証の交付請求ができない場合は、バリアフリー法の認定対象部分について人街条例に係る検査を行う。

⑨決裁

適合証の交付について（通知）（以下「通知書」という。）の案を作成し、正本に添付し決裁に付す。

⑩適合証交付

適合証の交付日等をシステムに入力し、通知書を作成する。通知書のデータをドキュワークスに変換してフォルダに保存する。通知書に契印を押し、そのコピーを正本に添付する。

※バリアフリー法の認定を受けている場合は、認定銘板の交付日をシステムに入力する。

⑪銘板作成、銘板交付

検査の結果、人街条例の整備基準及びバリアフリー法の認定に係る建築物移動等円滑化誘導基準等に適合していることを確認した後、人街条例の通知書及び適合証、バリアフリー法の認定の銘板の交付について及び認定銘板を併せて交付する。

※認定銘板は発注から納品まで 1～2 週間程度を見込んでおく。

⑫適合証受領

受領者は適合証交付請求書に日付・氏名・電話番号を記入し、担当者は受取記録簿に日付を記入する。

⑬掲示

交付したシール又はプレート（※バリアフリー法の認定を受けている場合は、認定銘板も）は、建築物の出入口付近の見やすい位置に掲げるよう指示する。

＜特定施設＞

不特定多数の人が利用する施設や高齢者、障害のある人が主に利用する施設などを「特定施設」と呼びます。特定施設には、通路や廊下、階段、エレベーター、便所などについて整備基準が定められています。

- 1 イ 学校その他これらに類するもの（専修学校及び各種学校を含む学校教育法でいう学校のほか、職業訓練校、大学校など）
 - ロ 博物館、美術館又は図書館
 - ハ 体育館、ボーリング場、スキー場、スケート場、水泳場、スポーツの練習場又は遊技場
 - ニ 病院、診療所、助産所又は施術所
 - ホ 社会福祉施設その他これに類するもの（老人福祉施設を含む。）
 - ヘ 劇場、映画館、演芸場又は観覧場
 - ト 公会堂又は集会所（冠婚葬祭施設を含む。）
 - チ 展示場
 - リ 百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗
 - ヌ 飲食店、喫茶店その他これらに類するもの
 - ル 理髪店、クリーニング取次店、貸衣装店その他これらに類するもの
 - ヲ 公衆浴場
 - ワ ホテル又は旅館（宿泊型研修施設を含む。）
 - カ 火葬場
- 2 共同住宅（住戸数が 50 戸を超えるもの又は床面積の合計が 2,000 ㎡以上のもの）
- 3 工場（2,000 ㎡以上のもの）
- 4 事務所（国、県、市町村等の事務所、銀行その他の金融機関の事務所、2,000 ㎡以上の事務所）
- 5 公衆便所
- 6 地下街等
- 7 道路
- 8 公園、緑地等
- 9 旅客施設
- 10 駐車場
- 11 一団地の住宅施設等（50 戸以上のものに限る）

※詳細については施行規則第 3 条（特定施設）参照のこと

(1) 届出の対象

建設リサイクル法により、特定建設資材（※1）を用いた一定の工事（対象建設工事※2）について、発生する特定建設資材の廃棄物を現場で分別しながら工事（分別解体等）を進め、再資源化することが義務づけられている。

対象建設工事については、工事ごとに工事の内容や分別解体等の計画を工事着手の7日前までに届け出ることが必要である。（国、地方公共団体等は同様に通知することが必要である）

※1 特定建設資材・・・コンクリート

コンクリート及び鉄から成る建設資材

木材

アスファルト・コンクリート

※2 対象建設工事・・・床面積の合計が、80 ㎡以上の解体工事

床面積の合計が、500 ㎡以上の新築・増築工事（増築工事は工事部分の面積）

請負代金の額が、1 億円以上の建築物の修繕・模様替工事

請負代金の額が、500 万円以上の工作物の工事

(2) 届出内容

①解体工事においては、解体する建築物等の構造

②新築工事等においては、使用する特定建設資材の種類

③工事着手の時期及び工程の概要

④分別解体等の計画

⑤解体工事においては、解体する建築物等に用いられた建設資材の量の見込み

⑥その他国土交通省の省令で定める事項

等が定められている。

(3) 受付窓口

建築工事については住宅都市局建築指導課、土木工事に関する承認工事・占用工事は各区の土木事務所、その他の土木工事については緑政土木局技術指導課で受付を行っている。

(4) 受付後の事務

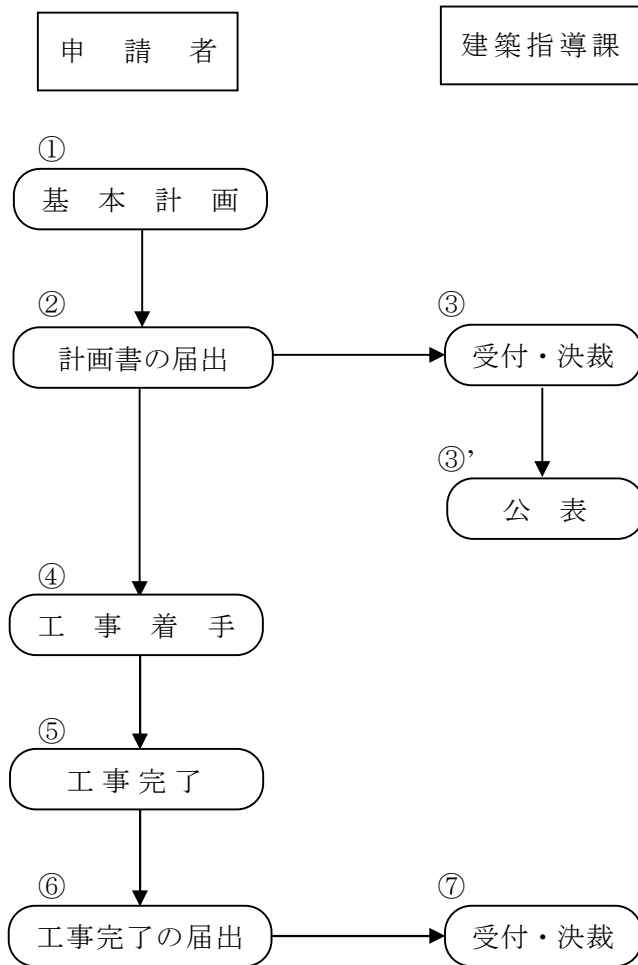
受付した届出は7日以内に審査し、書類の不備や計画が基準に適合しない部分があるときには訂正させる。建設リサイクル法では、そのような場合は計画の変更を命ずることができることとなっている。

また、分別解体等の履行の確保のため、工事受注者又は自主施工者（以下、「工事受注者等」という。）への助言・勧告・措置の命令、工事受注者等からの報告の徴収、工事受注者等の営業所・工事現場への立入検査を行うことができる。

(5) その他

再資源化に関する指導は、環境局事業部廃棄物指導課が所管する。

※建設リサイクル法：建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律



〔説 明〕

②計画書の届出

対象建築物

床面積の合計が、2,000 ㎡（一敷地に複数棟ある場合は棟ごとに考える）を超える建築物（「特定建築物」という。）の新築、増築（増築の場合は増築部分の床面積の合計が 2,000 ㎡を超える建築物）

特定建築物の概要、地球温暖化の防止のための措置などを記載した次の書類を工事着手予定日の 21 日前までに提出する。

<表 紙>

建築物環境計画書届出書（同変更届出書^{※1}）（規則^{※2}第 31 号様式、第 32 号様式）

<添付図書等>

建築物環境計画書（「CASBEE名古屋」による入力結果）

- ・「メイン」、「結果」、「重点項目」、「スコア」シートの印刷物
- ・入力データ（Excel ファイル）

特定建築物の概要のうち、届出者及び設計者の氏名の公表の同意の有無を届出書欄外に記載する。

③'公表

届出された建築物環境計画書の概要は、「CASBEE名古屋」の「結果シート」「重点項目シート」の形式で、提出後 1 ヶ月を目処に建築指導課の窓口及び名古屋市ホームページ上で公表する。

⑥工事完了の届出

工事が完了したときは、その日から 15 日以内に特定建築物工事完了届出書（規則^{※2}第 33 号様式）を提出する。

○2,000 ㎡以下の建築物（「特定外建築物」という。）についても任意の届出が可能

- ・手続きの流れについては、条例に基づく義務の届出と同様
- ・「CASBEE名古屋」を利用。ただし、戸建住宅、長屋住宅は「CASBEEあいち[戸建]」を利用。

<表 紙>

特定外建築物環境計画書届出書（同変更届出書^{※1}）（要綱^{※3}第 1 号様式、第 2 号様式）

<添付図書等>

建築物環境計画書

（「CASBEE名古屋」もしくは「CASBEEあいち[戸建]」による入力結果）

- ・「メイン」、「結果」、「重点項目」、「スコア」シートの印刷物
- ・入力データ（Excel ファイル）

- ・工事が完了したときは、その日から 15 日以内に特定外建築物工事完了届出書（要綱^{※3}第 3 号様式）を提出する。

○参考資料（名古屋市ホームページからダウンロードできます。）

- ・名古屋市建築物環境配慮制度運用マニュアル／名古屋市住宅都市局建築指導部建築指導課
- ・「CASBEE名古屋」様式：Excel

※1 変更届出書の提出が必要な変更の範囲

- ・建築物環境計画書届出書に記載されている事項を変更する場合
- ・建築物環境計画書に記載された内容に変更がある場合

*ただし、届出者の氏名、名称、法人にあっては代表者の氏名、住所、建築物の名称、所在地についての変更は除く

※2 規則：市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例施行細則
(平成 15 年 9 月 10 日名古屋市規則第 117 号)

※3 要綱：特定外建築物環境計画書の届出に関する要綱（平成 21 年 10 月 1 日施行）